

# 募集のご案内

## 危険な空き家住宅の解体を支援します！

松浦市老朽危険家屋除却支援事業

松浦市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家住宅の除却を行う費用の一部を助成します。

### 募集期間

令和6年  
**4/1(月)**

**~11/29(金)**

- ✓申請期間内に先着順で受け付けます。
- ✓申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがあります。

### 補助金額

次の①又は②のいずれか少ない額

**上限100万**

- ①対象建築物の解体・運搬・処分にかかる費用(消費税を除く)の**1/2**
- ②対象建築物の床面積に、国土交通省が定める次の標準除却費を乗じて得た額の**1/2**

木造	鉄骨造
32,000円/㎡	46,000円/㎡

※標準除却費は毎年変動します。

### 補助対象住宅

■ 次の①から⑥をすべて満たす建築物

- ① 松浦市内にある建築物
- ② 現に使用されていない(概ね1年以上使用されていない)建築物
- ③ 木造又は鉄骨造である建築物
- ④ 過半が居住の用に供されていた建築物(店舗併用住宅でも半分以上が居住の用に供されていれば対象)
- ⑤ 構造の腐朽又は破損が著しく危険性が高いも(不良度判定評点が100点以上であると推測される建築物)
- ⑥ 敷地が民家や道路などに接しており、周辺に影響を及ぼす恐れがある危険な建築物

**空き家の適切な管理は所有者等の責務です！**  
~空家等対策の推進に関する特別措置法第3条~

### 補助対象者

■ 市区町村税を滞納していない者で次のいずれか該当する者

- ① 登記簿(未登記の場合は固定資産課税台帳)に所有者として登録されている者
- ② ①の相続人(相続人が複数いる場合は、相続人全員から除却について同意を得る必要あり)
- ③ ①又は②から補助対象建築物の除却について同意を受けた者

### 補助対象外

■ 次のいずれかに該当する場合

- ① 法人
- ② 共有名義又は相続人が複数人いる場合で全員から同意が得られない場合
- ③ 登記簿に所有権以外の物件の設定がある場合で権利者全員から除却の同意が得られない場合
- ④ 空家等特措法第14条第3項の「命令」の措置を受けた者

### 補助対象工事

■ 次のいずれにも該当する者と契約する除却工事

- ① 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
- ② 建設業許可又は解体工事業登録を受けた者

### 補助対象外工事

■ 次のいずれかに該当する工事

- ① 補助金の交付決定前に着手した工事
- ② 同時に他の補助金の交付を受けようとする工事
- ③ 建築物(長屋住宅を除く)の一部を除却する工事

### 申請時に準備していただく書類

- ① 市区町村税を滞納していない旨を証する書類
- ② 現況写真(老朽化し危険な状態が分かるもの)
- ③ 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- ④ 登記簿(未登記の場合は固定資産課税台帳又は固定資産税納税通知書一式の写し)
- ⑤ 申請者が交付申請手続きを他の者に委任する場合は委任状

### 注意していただく事項

- 交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に補助対象工事を完了すること。
- 補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な維持管理に努めること。
- 住宅を除却することで、固定資産税の住宅用地の特例が適用外となり、翌年度より土地の税金が高くなる場合があります。

### 手続きの流れ

申込み

○ 申込受付：令和6年4月1日(月)～11月29日(金)  
・ 申込書の提出後、事業の対象に該当するか現地調査を行います。

交付申請

○ 申請期間：令和6年4月1日(月)～11月29日(金)  
・ 補助金の交付申請書類(様式第1号・2号・3号)に上記の「申請時に準備していただく書類」を添付の上、都市計画課窓口へ提出してください。  
・ 交付決定通知書が届くまで事業を開始しないでください。

交付決定

○ 交付申請書類の確認、審査完了後、交付決定の通知を送付します。

**事業開始 ※交付決定後60日以内に工事完了すること！**

実績報告

○ 事業が完了されましたら、速やかに実績報告書類(様式第12号・13号)に必要書類を添付の上、都市計画課窓口へ提出してください。

確定通知

○ 実績報告書の確認、審査完了後、補助金確定通知を送付します。

請求

○ 補助金確定通知書送付時に交付請求書(様式第16号)を同封しますので、記入押印の上、工事代金領収書を添付し都市計画課窓口へ提出してください。

振込

○ 交付請求書を受領後、口座振込により補助金を交付します。

○ 問合せ先 都市計画課住宅係(本庁2階) 電話：0956-72-1111(内線214・217)